

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎栄養士法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県理容師法施行細則及び高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則	4

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和41年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県栄養士法施行細則

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日	
高知県知事 様	
申請者	本籍地都道府県名（国籍） 郵便番号 住所 氏名 生年月日 年 月 日 性別 男 ・ 女 電話番号
栄養士免許申請書	
栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。	
罰金以上の刑に処せられたことの有無並びに罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日	有 ・ 無
栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無並びに当該業務に関する犯罪又は不正の行為を行ったことがある場合は、その違反の事実及び年月日	有 ・ 無
高知県収入証紙貼り付け欄	

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類
 - (2) 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中长期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のときは、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。）。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者のときは、旅券その他の身分を証する書類の写し
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日			
高知県知事 様			
申請者		郵便番号	
		住所	
		氏名	㊟
		電話番号	
栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書			
次のとおり変更が生じたので、栄養士法施行令第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項及び第4項の規定により関係書類を添えて申請します。			
栄養士名簿登録番号		第 号	
栄養士名簿登録年月日		年 月 日	
変更内容	変更事項	変更前	変更後
	本籍地都道府県名(国籍)		
	氏名		
変更年月日		年 月 日	
変更理由			
高知県収入証紙貼り付け欄			

- 注 1 不要な文字は、二重線で抹消してください。
- 2 次の書類を添えてください。
- (1) 栄養士免許証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 4 栄養士名簿の訂正は、変更が生じた日から30日以内に申請してください。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日			
高知県知事 様			
申請者		住所	
		氏名	㊟
		登録者との関係	
		電話番号	
栄養士名簿登録抹消申請書			
栄養士法施行令第4条第1項又は第3項の規定により、栄養士名簿の登録の抹消を次のとおり関係書類を添えて申請します。			
栄養士名簿登録番号		第 号	
栄養士名簿登録年月日		年 月 日	
登録者	本籍地都道府県名(国籍)		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
抹消理由	登録者の死亡・登録者の失踪・その他()		
抹消理由が生じた年月日	年 月 日		

- 注 1 「抹消理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 栄養士免許証を添えてください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 4 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者が、その日から30日以内に申請してください。

第4号様式(第3条関係)

年 月 日	
高知県知事 様	
申請者	郵便番号
住所	
氏名 ㊟	
生年月日	年 月 日
電話番号	
栄養士免許証再交付申請書	
<p>栄養士免許証の再交付を受けたいので、栄養士法施行令第6条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。</p>	
栄養士名簿登録番号	第 号
栄養士名簿登録年月日	年 月 日
申請理由	破った ・ 汚した ・ 失った
申請理由の発生年月日	年 月 日
高知県収入証紙貼り付け欄	

- 注 1 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 栄養士免許証を破り、又は汚したときは、その栄養士免許証を添えてください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 4 栄養士免許証の再交付を受けた後に失った栄養士免許証を発見したときは、その発見した栄養士免許証を5日以内に返納してください。

第5号様式(第3条関係)

年 月 日	
高知県知事 様	
返納者	住所
氏名 ㊟	
電話番号	
栄養士免許証返納書	
<p>栄養士法施行令第6条第5項又は第8条第3項の規定により、栄養士免許証を次のとおり返納します。</p>	
栄養士名簿登録番号	第 号
栄養士名簿登録年月日	年 月 日
登録者	本籍地都道府県名 (国籍)
	氏名 ㊟
	生年月日
返納理由	<p>1 失った栄養士免許証を発見した</p> <p>2 栄養士の免許を取り消された</p>
返納理由が生じた年月日	年 月 日

- 注 1 「返納理由」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3 返納理由が生じた日から5日以内に返納してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の栄養士法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県栄養士法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則

高知県温泉法施行細則（昭和41年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

- 第3条中「ゆう出量」を「湧出量」に改める。
別記第1号様式中「ゆう出させる」を「湧出させる」に、「ゆう出路」を「湧出路」に改める。
別記第6号様式中「ゆう出した」を「湧出した」に改める。
別記第7号様式中「ゆう出路」を「湧出路」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改める。
別記第15号様式中「ゆう出路」を「湧出路」に改める。
別記第16号様式中「ゆう出地」を「湧出地」に改める。
別記第21号様式注中「又は外国人登録証明書の写し」を「（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限り、）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県温泉法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県温泉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第62号

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

高知県製菓衛生師法施行細則（昭和42年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条の2の見出し中「交付」を「交付の経由」に改める。
別記第2号様式注中「若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り、）」又は外国人登録証明書の写し」を「又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中长期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のときは、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限り、）」ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者のときは、旅券その他の身分を証する書類の写し」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県製菓衛生師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県理容師法施行細則及び高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県理容師法施行細則及び高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則
(高知県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 高知県理容師法施行細則（平成5年高知県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

（
管
理
）
理
容
師

「

（
管
理
）
理
容
師

を

に改め、同様式裏面添付書類5中「外

」

」

国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

（高知県美容師法施行細則の一部改正）

第2条 高知県美容師法施行細則（平成5年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「
（
管
理
）
美
容
師

「
（
管
理
）
美
容
師

を

に改め、同様式裏面添付書類5中「外

国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(高知県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の高知県理容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県理容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
(高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。